

取消処分者講習とは	○ 運転免許の取消し又は拒否処分を受けた方が、運転免許を再取得する場合は、取消処分者講習を受講していなければなりません。
受講対象者	○ 講習受講後は、「取消処分者講習終了証明書」が交付され、運転免許試験の受験資格が与えられます。 ○ 過去に運転免許の取消処分を受けた方 (一定の病気等による取消処分となった方は除く。) ○ 過去に運転免許の拒否処分を受けた方 ○ 過去に国際運転免許証等で6か月を超える期間の運転禁止処分を受けた方 ○ 運転免許が失効したため、運転免許の取消処分を受けなかった方 ○ その他詳細については、お問い合わせください。
申込方法	○ 運転免許センター来庁又は電話により、受講希望者本人が申し込みを行ってください。(代理人の申し込みは不可。)
申込日時	○ 月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く。) 8:30から17:00までの間(12:00~13:00は除く。)
講習内容	○ 取消処分者講習 原則、連続した2日間で実施。 ・ 第1日目(7時間) 運転適性検査、性格と運転の概説、実車指導等 ・ 第2日目(6時間) 危険予知運転の解説、性格と運転の概説等 ○ 飲酒取消処分者講習 第1日目の受講日から約30日経過後に第2日目を実施。 上記の取消処分者講習の内容に加えて、 ・ 第1日目(7時間) 呼気検査、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション(第1回目)、「飲酒・生活日記」の作成 ・ 第2日目(6時間) 呼気検査、ブリーフ・インターベンション(第2回目)、ディスカッション
飲酒取消処分者講習に該当する場合	○ 取消処分に係る累積点数の中に、酒気帯び運転等の法令違反が含まれる方は、飲酒取消処分者講習の受講対象となります。

<p>受講時の留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 欠格期間の満了前でも受講できます。（おおむね1～2か月前）</li> <li>○ 飲酒取消処分者講習を受講の方は、仮免許は必要ありません。（取消処分者講習受講の方は、仮免許証が必要です。）</li> <li>○ 講習受講後は、「取消処分者講習終了証明書」が交付され、運転免許試験の受験資格が与えられます。</li> <li>○ 終了証明書の有効期間は1年間となりますので、有効期間内に免許の取得ができない場合は、再度この講習を受講しなければなりません。</li> </ul>
<p>実施場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 石川県運転免許センター（金沢市東蚊爪町2丁目1番地）</li> <li>○ こまつ自動車学校（小松市平面町イ74番地）</li> <li>○ 北鉄自動車学校（野々市市蓮花寺町230番地）</li> <li>○ ドライビングスクールエクシール城東（金沢市松寺町申100番地）</li> <li>○ 千里浜なぎさドライビングスクール（羽咋市千里浜町ソ3番地）</li> <li>○ 七尾自動車学校（七尾市古府町南谷21番地）</li> </ul>
<p>講習手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 31,200円（2日分の手数料です。1日目受講時にお持ちください。）</li> </ul>
<p>必要書類等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 写真2枚 6か月以内に撮影された、縦3cm×横2.4cm、無帽、正面上三分身、無背景のもの。</li> <li>○ 本籍地の記載された石川県内の住民票1通 ※住民票の住所が県外の方は受講できません。</li> <li>○ 仮運転免許証（取得されている方は必ずお持ちください。）</li> <li>○ 運転免許取消処分者通知書（持っている方のみ）</li> <li>○ 講習には、運転実技がありますので、運転に適した服装と履き物で受講してください。</li> </ul>
<p>申込先、問い合わせ先</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受講の申込や不明な点につきましては、 運転免許センター講習係 076-238-5901（音声ガイダンス7番） までお問い合わせください。</li> </ul>